

○運輸委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考
31	海上衝突予防法の一部を改正する法律案		五八、二二八	受 五八、三二五 領	付 五八、三二三 託 (予) 議 五八、三三〇 決	付 五八、三三一 託 (予) 議 五八、三三二 決	
46	船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案		三二三	受 四二八 領	付 三二三 託 (予) 議 五二七 決	付 三二三 託 (予) 議 五二七 決	
48	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案		三二三	受 四二八 領	付 三二三 託 (予) 議 五二七 決	付 三二三 託 (予) 議 五二七 決	
第九十七回国会 3	日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案		五七、一三〇	受 五八、四二五 領	付 五八、四二〇 託 (予) 議 五八、五二二 決	付 五八、四二〇 託 (予) 議 五八、五二三 決	五八、四二〇 本会議で趣旨説明聴取
					付 五八、三二八 託 議 五八、三二四 決	付 五八、三二五 託 議 五八、三二五 決	

本院議員提出法律案（一件）

第九十六回 国会 6	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送衆へ提 付月日出月日	参議院 委員会 託議決 議決	衆議院 委員会 託議決 議決	備考
		貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法案	小柳 勇君 外三 (五七、五二)名		付 五七、五二 未 了		

海上衝突予防法の一部を改正する法律案（閣法第三一号）（衆議院送付）

五八、 二、一八 内閣提出  
三、二五 衆可決  
三、三一 参可決

要旨

本法律案は、海上における衝突の予防のための国際規則が改正され、本年六月一日から発効するのに伴い、国内法を整備しようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

第一 分離通航方式に係る航法

一、小型の動力船及び帆船は、沿岸通航帯を航行することができるとする。  
二、分離通航帯において航行の安全を確保するための作業等に従事している操縦性能制限船は、分離通航方式に係る航法に従うことを要しないこととする。

第二 灯火及び形象物

一、えい航されている船舶等で相当部分が水没しているため視認が困難であるものについて、表示すべき灯火及び形象物を別に定めることとする。  
二、小型の動力船等が表示すべき灯火又は形象物について緩和措置を定めることとする。

三、えい航船及びえい航されている船舶等が表示すべき灯火又は形象物について、表示することができない場合の代替措置を定めることとする。

四、掃海作業に従事しているびよう泊中の操縦性能制限船が表示すべき灯火及び形象物を改めるとともに、その表示すべき灯火又は形象物の示す危険水域の範囲を改めることとする。

### 第三 音響信号及び発光信号

- 一、びよう泊中の漁ろうに従事している船舶及び操縦性能制限船が行うべき音響信号を改めることとする。
- 二、他の船舶の注意を喚起するための灯火の使用について制限することとする。

### 委員長報告

ただいま議題となりました海上衝突予防法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、一九七二年の海上における衝突の予防のための国際規則の改正に伴い、国内法を整備しようとするものであります。その主な内容は、第一に、近年の分離通航方

式の定着に伴い、同方式が適用される海域における船舶の円滑な交通等を確保するため、小型船等が遵守すべき航法について規制を緩和すること、第二に、小型船の船舶交通の実態に即して、その表示すべき灯火及び形象物の規制を緩和すること、第三に、船舶の行うべき信号について一層の改善を図るため、錨泊中の操縦性能制限船が行うべき音響信号の改正等を行うこと等であります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第四六号）（衆議院送付）

五八、三、二二 内閣提出

四、二八 衆可決

五、一八 参可決

## 要旨

本法律案は、近海海運業等に係る事業規模の縮小等に伴う離職船員の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、就職促進給付金の支給に関する特別措置の対象となる船員の離職の日に関する期限（現行昭和五十八年六月三十日まで）を昭和六十三年六月三十日まで延長するものである。

## 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、近海海運業等に係る事業規模の縮小等に伴う離職船員の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、就職促進給付金の支給に関する特別措置の対象となる船員の離職の日に関する期限を、昭和六十三年六月三十日まで延長するものであります。

次に、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書が

本年十月二日に発効するのに伴い、国内法を整備するものであります。その主な内容は、第一に、新たに、軽質油の排出についても重質油と同様の規制を行うとともに、一定のタンカーについて構造規制を行う等船舶からの油の排出に関する規制を強化すること、第二に、新たに、船舶からの有害液体物質等の排出について、油と同様に規制を行うこと、第三に、船舶からのその活動に伴う廃棄物の排出について、一定の船舶に排出防止設備の設置を義務付ける等規制を強化すること、第四に、新たに、一定の船舶又はタンカーの海洋汚染防止設備等について検査を義務付けるとともに、合格した船舶には国際海洋汚染防止証書等を交付すること等であります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、別に討論もなく順次採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する  
法律案（閣法第四八号）（衆議院送付）

五八、 三、二二三 内閣提出

四、二八 衆可決

五、一八 参可決

### 要旨

本法律案は、「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」が、本年十月二日から発効するのに伴い、国内法を整備しようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

一、新たに、軽質油の排出についても重質油と同様の規制を行うとともに、一定のタンカーについて構造規制を行う等船舶からの油の排出に関する規制を強化することとする。

二、新たに、船舶からの有害液体物質等の排出について、油と同様に規制を行うこととする。

三、船舶からその活動に伴う廃棄物の排出について、一定の船舶に排出防止設備の設置を義務付ける等規制を強化

することとする。

四、新たに、一定の船舶又はタンカーの海洋汚染防止設備等について検査を義務付けるとともに、合格した船舶には国際海洋汚染防止証書等を交付することとする。

五、施行期日は、それぞれの規制内容に応じて、原則として議定書の各附属書が日本国について効力を生ずる日にあわせることとする。

### 委員長報告

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の委員長報告参照

日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案（第九十七回国会閣法第三号）（衆議院送付）

九十七回国会 五七、一一、三〇 内閣提出

衆継続審査

九十八回国会 五八、 三、二二二 衆本会議趣旨説明

四、一五 衆修正

要旨

本法律案は、日本国有鉄道の経営の現状にかんがみ、昭和五十七年七月三十日に行われた臨時行政調査会の答申を尊重して、国鉄の経営する事業の適切かつ健全な運営を実現するための体制を整備するため、国が講ずべき施策等について定めるとともに、日本国有鉄道再建監理委員会の設置等に関し、所要の事項を定めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

第一 日本国有鉄道の経営する事業の再建

一、国は、臨時行政調査会の答申を尊重して国鉄の経営する事業の適切かつ健全な運営を実現するための体制を整備することにより、当該事業の再建を推進することを基本方針とする。

二、国は、右の体制整備を図るため、国鉄の経営する事業に関する効率的な経営形態の確立等及びその実施の円滑化のために必要となる国鉄の長期債務の償還等に関する施策を講ずるものとする。

三、国及び国鉄は、国鉄の経営する事業の運営の改善のために緊急に措置を講ずべき事項に関し、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法に基づき措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第二 日本国有鉄道再建監理委員会

一、国の施策の策定及びその計画的かつ円滑な実施に資するため、総理府に日本国有鉄道再建監理委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

二、委員会は、基本方針に従つて、効率的な経営形態の確立等及びその実施の円滑化のために必要となる国鉄の長期債務の償還等に関する重要事項について、企画し、審議し、決定し、内閣総理大臣に意見を述べるものとし、また、国鉄経営改善のために講ずべき緊急措置の基本的な実施方針について内閣総理大臣に意見を述べることができるものとする。内閣総理大臣は、これらの意見を尊重しなければならないものとする。

三、内閣総理大臣は、委員会の意見を受けて講ぜられる施策等の内容及び実施状況に関し、必要に応じ、委員会に通知するものとし、委員会は、必要があると認め

るときは、当該意見を受けて講ぜられる国の施策等について内閣総理大臣等に勧告することができるものとする。

四、委員会は、五人の委員により組織することとするほか、委員の任免等及び委員会の組織に関し必要な事項を定めるとともに、委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び国鉄総裁に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができると並びに国鉄の経営する事業の運営状況を調査することができるものとする。

### 第三 その他

国鉄の経営する事業の適切かつ健全な運営を実現するための体制整備を図るための施策は、昭和六十二年七月三十一日までに講ぜられるものとする。

なお、衆議院において、附則第三項中「(昭和五十七年法律第 号)」を「(昭和五十八年法律第 号)」に改める修正が行われた。

### 委員長報告

ただいま議題となりました日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本法律案は、日本国有鉄道の経営の現状にかんがみ、昭和五十七年七月三十日に行われた臨時行政調査会の第三次答申を受けて、国鉄の事業再建推進のための体制を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、国は臨時行政調査会の答申を尊重して、国鉄の経営する事業の適切かつ健全な運営を実現するための体制を整備することにより当該事業の再建を推進することを基本方針とするとともに、この体制整備のために必要な効率的な経営形態の確立等及びその実施の円滑化のための長期債務の償還等に関する施策を講ずることとしております。

第二に、国及び国鉄は、国鉄の事業運営の改善のために緊急に措置を講ずべき事項に関し、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法に基づく措置その他必要な措置を講ずることとしております。

第三に、国の施策の策定及びその計画的かつ円滑な実施に資するため、総理府に日本国有鉄道再建監理委員会を置

くこととし、同委員会は、基本方針に従い、効率的な経営形態の確立等及びその実施の円滑化のために必要な重要事項について、みずから企画、審議、決定し、内閣総理大臣に意見を述べること及び緊急に講ずべき措置の基本的な実施方針について内閣総理大臣に意見を述べることができ、こと並びに同委員会からこれらの意見が出されたときは、内閣総理大臣は、これを尊重しなければならないこととしております。

また、日本国有鉄道再建監理委員会は、五人の委員により組織することとするほか、国の施策等について内閣総理大臣等に勧告することができること並びに関係行政機関の長及び国鉄総裁に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができること等としております。

第四に、国鉄の経営する事業の適切かつ健全な運営を実現するための体制整備を図るための施策は、昭和六十二年七月三十一日までに講ぜられることとしております。

第五に、運輸大臣は、国鉄の経営改善計画の変更の承認または指示をしようとするとき及び国鉄の予算の調整を開始しようとするときは、日本国有鉄道再建監理委員会の意見を聞かなければならないこととしております。

委員会におきましては、委員派遣による地方公聴会の開催及び現地調査、社会労働委員会との連合審査会、参考人よりの意見聴取等きわめて熱心かつ慎重な審議が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党青木理事より反対、自由民主党・自由国民会議江島理事より賛成、日本共産党立木委員より反対、公明党・国民会議黒柳理事及び民社党・国民連合伊藤委員よりそれぞれ賛成する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、青木理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新政クラブの各派共同提案に係る日本国有鉄道再建監理委員会の人選等六項目を内容とする附帯決議が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。